

事 務 連 絡
平成 30 年 7 月 27 日

建設業団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

工事現場における火災による労働災害の防止等について（周知）

平素より、国土交通行政の推進にご理解、ご協力頂き厚く御礼申し上げます。

平成 30 年 7 月 26 日に東京都多摩市の新築ビルの工事現場において火災が発生し、これにより現場で作業に従事していた 5 名が死亡し、約 40 名が負傷しました。

この火災について、関係当局により出火原因等の調査が行われているところですが、類似の火災による労働災害の発生を防止するため、厚生労働省から建設業労働災害防止協会等に対し、「建設現場における火災による労働災害防止について（平成 30 年 7 月 27 日付基安安発 0727 第 1 号）」（別紙 1 参照）が通知され、また、類似の火災による被害の発生を防止する当面の対応として、消防庁から都道府県等に対し、「新築の工事中の建築物の防火対策に係る注意喚起等について（平成 30 年 7 月 27 日付消防予第 487 号）」（別紙 2 参照）が通知されたところです。

つきましては、適切な施工計画の作成、工事現場における施工体制の十分な確保及び安全管理等のより一層の徹底に努められるよう、貴職におかれましても、各通知の趣旨をご理解頂き、適切な対応をお願いするとともに、貴団体傘下の建設業者に対し、周知方お願いします。

写

基安安発 0727 第 1 号
平成 30 年 7 月 27 日

一般社団法人全国建設業協会 専務理事 殿
一般社団法人日本建設業連合会 専務理事 殿
建設業労働災害防止協会 専務理事 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課長

建設現場における火災による労働災害防止について

平素から、建設業における労働災害の防止については、格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、7月26日に東京都内のビル建設工事現場において火災が発生し、これにより現場で作業に従事していた5名が死亡し、約40名が負傷したところです。

本件災害については、現在所轄労働基準監督署等において調査を行っているところであり、災害発生原因等は特定されていませんが、報道等を踏まえると現場内での鋼材の溶断作業中に火花が断熱材に引火したことが原因と推定されるところです。

つきましては、類似の火災による労働災害の発生を防止するため、下記事項について、会員事業場に周知されるとともに、対策の徹底を図られるようお願いいたします。

記

1 調査、確認

元方事業者は、新築工事にあつては、可燃性の断熱材（以下単に「断熱材」という）の施工計画の有無、既存建築物の改修工事等にあつては、断熱材の使用の有無に係る確認を行い、当該作業がある場合には断熱材の種類、特性について調査をすること。

2 施工計画、作業手順の作成等

元方事業者は、断熱材のある場所において火気を使用しない工事計画を策定すること。また、既存建築物の改修工事等でやむを得ず断熱材の施工されている場所で火気を使用する作業を行う場合は、火気管理を含む作業計画を策定すること。

作業を行う事業者は作業手順書の作成及び元方事業者との調整を行うこと。

3 表示

断熱材の使用場所であること及び火気厳禁の表示を行うこと。断熱材の保管場所（仮置き場所を含む）についても同様であること。

4 防火対策

火気作業を行う事業者は、断熱材に対する不燃性シート等による遮蔽の実施、消火のための器具の配置等を行うこと。

5 整理整頓

作業場所の整理整頓を行い、原材料等を放置しないこと。

6 緊急時の措置

元方事業者は、火災発生等の緊急時の連絡方法、避難方法等についてあらかじめ関係事業者に周知するとともに、訓練を実施するなど、緊急時に備え万全の対策を講ずること。

消 防 予 第 487号
平成30年 7 月 27日

各都道府県消防防災主管部長
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消 防 庁 予 防 課 長
(公 印 省 略)

新築の工事中の建築物の防火対策に係る注意喚起等について

平成30年7月26日に東京都多摩市で発生した新築の工事中の建築物の火災では、死者5名、負傷者42名（重症13名、中等症11名、軽症14名、搬送辞退等4名）の被害が発生しています（別紙「東京都多摩市における工事中の建物火災（第4報）」参照）。

現在、この火災について関係当局により火災原因の究明が行われているところであり、当庁では、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第35条の3の2に基づき、消防庁長官の火災原因の調査のため、現地に職員を派遣したところです。

現時点で出火原因等は特定されていませんが、類似の火災による被害の発生を防止するため、下記1の建築物に対し、個々の施設の態様に応じて下記2の防火対策に係る注意喚起を行い、その徹底を図られますようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、その旨周知されるようお願いいたします。

記

1 対象とする建築物

次の条件を全て満たす建築物とする。なお、地域の実情に応じて適宜対象とする建築物を追加して差し支えないこと。

- (1) 新築の工事中であること
- (2) 収容人員（1日の最大時の工事従事者の数）が50人以上であること
- (3) 電気工事等の工事中であること
- (4) 外壁及び床を有する部分が存する地階の床面積の合計が5,000㎡以上であること

2 防火対策に係る注意喚起事項

- (1) 管理権原者に対し、次の事項が工事現場の実態に即したものとなっていることを再確認し、必要に応じて見直すよう指導されたいこと
 - ア 消火器等の点検及び整備に関すること
 - イ 避難経路の維持管理及びその案内に関すること

- ウ 火気の使用又は取扱いの監督に関する事
 - エ 工事中に使用する危険物等の管理に関する事
 - オ 自衛消防の組織に関する事
 - カ 防火上必要な教育に関する事
 - キ 消火、通報及び避難の訓練の実施に関する事
 - ク 火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関する事
 - ケ 防火管理について消防機関との連絡に関する事
 - コ その他防火対象物における防火管理に関し必要な事項
 - サ 防災物品が使用されている事
- (2) 工事従事者に対し、直接又は管理権原者を通じて、以下の対策を確実に実施していることについて再点検を行うよう注意喚起されたいこと
- ア たばこ、火気管理等の出火防止対策の再周知を行うこと。特に可燃物の近くで火気を取り扱うことは危険であるため、出火防止対策の徹底を図ること。
 - イ 消火器が適切に配置されていることを確認するとともに、消火訓練等により消火器を用いた初期消火方法を習得すること
 - ウ 火災時の避難が迅速かつ円滑に行えるよう避難訓練等により火災である旨の周知方法、避難経路の再確認等を行うこと
 - エ 火災の際に迅速な119番通報が行えるよう通報訓練等により通報方法の再確認等を行うこと

消防庁予防課企画調整係 鈴木、坂本 電話：03-5253-7523 FAX：03-5253-7533
--

東京都多摩市における工事中の建物火災（第4報）

平成30年7月27日（金）7時30分
消防庁災害対策室
※下線部は前回からの変更箇所

- 1 発生日時等
発生日時：平成30年7月26日（木）確認中
覚知日時：平成30年7月26日（木）13時52分
鎮圧時刻：平成30年7月26日（木）19時40分
鎮火時刻：平成30年7月26日（木）22時38分
- 2 出火場所
東京都多摩市唐木田1-22-1
- 3 建物概要
地上3階、地下3階建て
建築面積 5,360.7 m²
延べ面積 17,656.39 m²
※工事中の建築物
- 4 出火原因
調査中
- 5 被害状況
(1) 人的被害 死者5名、負傷者 42名（重症13名、中等症11名、軽症 14名、搬送辞退等4名）
(2) 物的被害 確認中
- 6 出動車両・人員（7月26日 7時15分現在）
(1) 消防機関
東京消防庁 74台
(2) 消防防災ヘリコプター
東京消防庁 3機
- 7 消防庁の対応
17時00分 第1次応急体制（消防庁災害対策室）
18時00分 消防法第35条の3の2の規定に基づく消防庁長官の火災原因調査を実施することを決定。

問い合わせ先
消防庁予防課
鈴木（健）・坂本
TEL 03-5253-7523
FAX 03-5253-7533